

# 公立大学法人愛媛県立医療技術大学における公的研究費等不正防止計画

平成 27 年 4 月 1 日作成

公立大学法人愛媛県立医療技術大学において、公的研究費の適正かつ効率的な管理・監査を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、「公立大学法人愛媛県立医療技術大学不正防止計画」を策定する。

## 1 公的研究費不正防止のための管理運営体制の整備

「公立大学法人愛媛県立医療技術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程」に基づき、公的研究費の不正防止に向けた管理責任体制を整備するとともに、不正防止計画の策定及び推進により、各種対策を適切に講じていくものとする。

## 2 不正防止のための具体的対策

### (1) 物品購入におけるルールの特明確化

物品購入における発注は、研究者が物品購入伺を作成し、取扱責任者の決裁を得た後、発注事務担当者へ提出する。提出された物品購入伺については、事務局内で決裁を得た後、発注事務担当者が発注を行う。

納品検収は、研究者及び発注事務担当者と業者の癒着を防止するため、発注事務担当者とは別の事務職員が検収を行う。

### (2) 旅費の事実確認

研究者が学会等のため出張した場合、出張命令書に日時、場所、内容を明記し、参加証明書や配布資料を添付するものとする。

### (3) 謝金の事実確認

出勤表を提出させるとともに、勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

### (4) 換金性の高い物品の管理

換金性の高い物品（パソコン、タブレット等）については、物品の所在が分かるように記録する。

### (5) 内部監査体制の強化

最高管理責任者は、研究費の適正な執行を確保するため、教員、事務職員 1 名以上を監査員として指名し、年 1 回以上、内部監査を実施させるものとする。

なお、監査は監査マニュアルにより実施するとともに、本学の実態に即して不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）も合わせて実施するものとする。

内部監査の結果については、最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者に報告するものとする。

### 3 不正行為に関する相談窓口

#### (1) 通報窓口

研究費の不正に関する相談窓口を事務局に置き、事務局次長をその責任者に充て、相談窓口担当には、経営企画グループ主幹を充てる。

#### (2) 不正な取引に関与した業者への対応

研究費の不正使用に関与した業者について、「愛媛県製造の請負に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」等の愛媛県の関係諸規定を準用し、厳正に対処するものとする。

### 4 研究者等の意識向上

#### (1) 研究倫理教育の実施

① 公的研究費の不正防止等を図るため、どのような行為が不正にあたるかの理解をさせるべく、全ての教職員を対象としてコンプライアンス教育を含む研究倫理教育を実施することとし、原則として毎年度ごとに、全ての教職員等が受講しなければならない。

② コンプライアンス教育では、不正が発覚した場合の本学への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒等の処分・自らの弁償責任、研究費等の資金配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策について説明する。

③ 研究倫理教育の実施に際し、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

#### (2) 誓約書の回収

研究倫理教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、教職員等から研究費の適正使用に関する誓約書を提出させるものとし、誓約書の提出がない場合には、競争的資金等への申請及び研究費の運用管理にかかわることができないものとする。

### 5 学内外への情報発信

本学の公的研究費に関する規程等をホームページに掲載し、学内外へ情報発信することとする。

### 6 不正防止計画の点検と見直し

不正防止計画については、本学で実施する内部監査の検証結果や他大学における不正防止策等を勘案し、不正を発生させる要因の分析を行い、適切な管理責任体制の維持を行うものとする。